二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法
ロ　地域貢献業務の開始の時期
ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明
ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
ホ　日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報

5　会社は、前項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更による地域貢献業務を開始する前に、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載して通知しなければならない。
一　総務大臣への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明

6　会社は、第四項の規定により通知した地域貢献業務（前項の規定により変更した場合を含む。）について翌事業年度以降も引き続き実施しようとするときは、日本郵政株式会社に対して、毎事業年度開始の一月前までに日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報を記載して通知しなければならない。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可の申請等）

第六条　会社は、法第七条第一項前段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとする日

［三　略］

［新設］

［新設］

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第六条　会社は、法第七条前段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日

［三　同上］